



神奈川大学フロンティアクラブ会報

発行日 2006年8月21日
編集・発行 神奈川大学フロンティアクラブ
組織・広報委員会
事務局 神奈川大学内
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1
TEL 045-481-5661(代)
FAX 045-491-7915

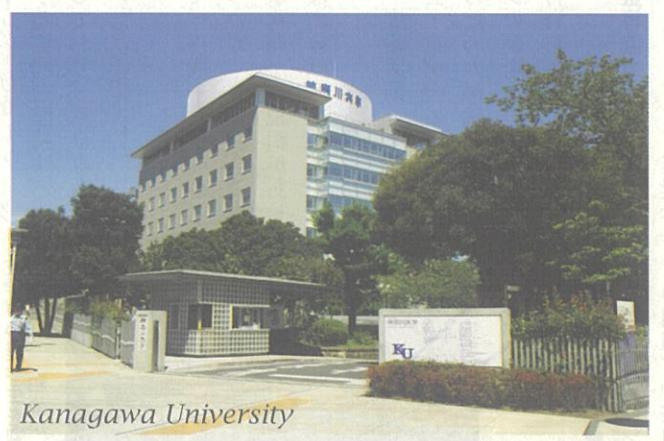
第 11 号



フロンティアクラブ新代表挨拶

造り出していきたい」

思いますが、幸い母校にはフロンティアクラブがあります。本クラブは重要な役割を担っていると言つても過言ではないと思います。皆様、設立者の志と目的を今一度想い起こし、積極的なご参加及びご協



Kanagawa University

神奈川大学フロンティアクラブ要綱

平成18年3月18日に開催された神奈川大学フロンティアクラブ（KUFC）総会において、神奈川大学フロンティアクラブ要綱の改正案が審議され、可決されました。

新	旧
1. 名 称 本会は、神奈川大学フロンティアクラブと称する。	1. 名 称 本会は、神奈川大学フロンティアクラブと称する。
2. 目 的 本会は、母校神奈川大学（以下「本学」という。）の充実発展に寄与し、あわせて会員相互の <u>交流を図ること</u> を目的とする。	2. 目 的 本会は、母校神奈川大学の充実発展に寄与し、あわせて会員相互の <u>親睦を図ること</u> を目的とする。
3. 事 業 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。 (1) 本学の充実発展に関すること。 (2) 奨学金等の募集に関すること。 (3) 産・官・学協同活動の支援に関すること。 (4) 会員相互の <u>交流</u> に関すること。	3. 事 業 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。 (1) 大学の充実発展に関すること。 (2) 奨学金等の募集に関すること。 (3) 入試・就職活動の支援に関すること。 (4) 産・官・学協同活動の支援に関すること。 (5) 会員相互の <u>親睦</u> に関すること。
4. 会 員 本会は、本学卒業生で、次に掲げる者をもって会員とする。 (1) 企業、団体、政官界、報道・ジャーナリスト関係等、各界の役職にある者及びその経験者 (2) 法曹、会計その他の専門職等に携わる者	4. 会 員 本会は、卒業生のうち、企業、団体、政官界、報道・ジャーナリスト関係等各界の役職にある者およびその経験者ならびに法曹・会計など専門職等に所属する者をもって会員とする。 (2) 本会に部会を置くことができる。
5. 世話人及び代表者 (1) 本会の事業を運営するため、世話人若干名をおく。 (2) 世話人の中から代表者1名を選任する。 (3) 世話人の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。	5. 世話人 (1) 本会の業務を運営するため、世話人若干名をおく。 (2) 世話人の中から代表者1名を選任する。 (3) 世話人会は部会から選出された者で構成する。 (4) 世話人の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. 委員会 本会の事業を運営するため、次の委員会をおく。各委員長は世話人の中から選任する。 (1) 組織・広報委員会 (2) 奨学金等協力委員会 (3) 産官学協同委員会	
7. 総会の開催 本会は、年1回、1月に総会を開催し、本会の目的達成に必要な事項を審議する。 なお、総会へは学校法人神奈川大学理事長及び神奈川大学学長に出席願い意見交換をする。	6. 総会の開催 本会は、年1回、1月に総会を開催し、本会の目的達成に必要な事項を審議する。 なお、総会へは学校法人神奈川大学理事長、神奈川大学学長にご出席いただき意見交換をする。
8. 会 費 (1) 本会に入会する者は、入会金1万円及び年会費1万円を納入しなければならない。 (2) 入会金及び年会費は、本会の運営資金及び目的遂行のために充てる。 (3) 納入した入会金及び年会費は、返還しない。 (4) 行事を行う場合は、実費を徴収する。	7. 会 費 (1) 本会に入会する者は、入会金1万円および年会費1万円を納入しなければならない。 (2) 入会金および年会費は本会の運営資金ならびに目的遂行のために充てる。 (3) 納入した入会金および年会費は返還しない。 (4) 行事を行う場合は、実費を徴収する。
9. 本会の事務 本会の事務は、学校法人神奈川大学に委託する。	8. 本会の事務 本会の事務は神奈川大学に委託する。
10. 会計年度 本会の会計は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。 附 則 本要綱は、平成9年12月5日から施行し、平成9年6月4日から適用する。	9. 会計年度 本会の会計は、毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わる。 附 則 本要綱は平成9年12月5日から施行し、平成9年6月4日から適用する。
附 則 本要綱は、平成14年7月13日から施行する。	本要綱は平成14年7月13日から施行する。
附 則 本要綱は、平成18年3月18日から施行し、平成18年1月1日から適用する。	

